

文法と文の形式

石 神 照 雄

- 一 はじめに
- 二 文法に於ける語と文と文章
- 三 文法論の極限と文章
- 四 文形式としての述体
- 五 文形式としての喚体
- 六 おわりに

一 はじめに

文を、中心対象として掲げ、その性質、構造、種類、或いはまた根拠を問うことは文法研究として多くの賛同を得ることになろう。

しかしながら、文としてどのようなものを取り上げるか、というこ

とで言えば、研究としては再検討を要する問題がある。今日的な研究の焦点は、述語を持つ文、山田文法（山田一九〇八、一九三六）の「述体」に多く当てられるのであるが、同時に提唱された「喚体」へはそれほど多くはなく、また述体と喚体の相互連関という観点での文の原理的研究への指向は乏しいようと思われる（注1）。

伝統的な日本文法の研究に於いては、文に関する研究の中核の位置を山田文法が占めることを容認することになろう。これを、公然と或いは暗に前提とし、何らかの形で依存、継承、及び批判が行われるのであるが、取り上げの対象は述体概念の分析での「陳述」に

集中している。陳述は、山田文法の述体文の論理として、文の構造分析から生み出されたものであるが、山田は喚体文に於いても同様の分析と成果をも追究すべきであるとは考えていいなかつたようである。そのことも有つてか、陳述は、文の構成を説く機能概念として広く援用されることへと展開された。出発点は時枝文法（時枝一九四一）が担い、その後は「陳述論争」（大久保一九六八）として展開され、一つの結節点として渡辺文法（渡辺一九七一）での「叙述」と「陳述」による構文論に至ることになった。そして、陳述論的なものが今日ではモダリティの名称での研究へと更に展開されているのである。しかしながら、喚体に関しては、依然として文を述体の論理で捉える剩余であるかの如く見なされているように思われる。

山田文法の文研究を、述体の論理の地平から喚体の論理の地平へと広げ、文としての原理の追求を行うことは、日本語の文法研究の方法の吟味と新たな展開にとって意義あるものと考える。本稿は、文法研究に於ける単位の問題を追究することから始め、感動喚体を対象とした、筆者のこれまでの喚体分析を希望喚体へと視野を広げ、文の統一的原理の追究の一環としようとするものである。

二 文法に於ける語と文章

人間精神を声によって人間の外に表し、それを以て伝達を行うことに着目すれば、叫びと言語は共通している。その共通性は、人間精神をある形式を以て表そうとする一連の活動とその成果を指して「表現」と称するとき、音声を形式とすることがある。叫びは、具体的な状況で当事者が一回的に声を発することである。その声も精神も流動の中に現象として在るものであり、叫びは形式と内容の結びつきが偶然的である。叫びでは、或る種の叫び声を特定の内容に結び付けることが傾向としては認められる。しかしながら、それは、形式と内容の一定性から相互の再現が保証されたというものではない。叫びを言語に近いものとし、或いは言語は叫びから生まれたと、我々は予想するものの、右の点を以て言語と言語未満のものを弁別するのである。

言語に於いては、形式と内容は共に枠付けられた一定のものであり、その結び付きは社会的慣習として必然的である。表現としての言語の姿は、叫びと同様に当事者の一回的な音声である。しかしながら、この現象が直ちに言語の形式ではない。言語としての形式は、具体的の音声から種類として抽象したもの、即ち音韻の塊という論理である。また、言語が直接に表現するものは人間精神の個別具体の現象そのものではない。言語の形式に結び付けられた内容とは、分節され抽象された種類としての人間精神、即ち概念的意味という論理である。我々は、言語を用いて、即ち概念的意味という論理を以て、個別具体の人間精神の相互伝達を実現している。ここに、人間精神と言語とを如何に取り結ぶかという実践が問題となる。実践の

姿は二種類。一つは、個別具体の人間精神を、言語として表現することであり、もう一つは、その言語を、個別具体の人間精神として解析することである。

表現は、内容と形式とが統一してある。内容となるものと形式となるものとの結び付きがどのようにあるか、その在り方の異なりが、表現の種類の異なりとして現れる。絵画或いは音楽と異なり、言語という表現では、形式と内容は枠付けられた種類として一定のものであり、その結び付きの在り方により、語及び文という表現の単位が直ちに設定される。

語は、人間精神の多様な在り方が概念的に分節され、これに形式が対応することによる表現である。先に、叫びと対照的に論じた言語とは語をイメージしたことになる。語の根拠は、当該の言語集団が人間精神の多様な在り方を抽象し分節することで概念的意味を生み出すことであり、それ自体が、実践を通しての社会的慣習の継承という面を持つ。

文は、語を自身の部分としての全体であり、纏まりのある精神の表現として語が様式化されたものである。ここでの纏まりの根拠は、事態としての統一、或いはこれを支える判断という精神の在り方であり、文は判断を表すものである。

また、文に於いて存立する、語と文による部分と全体の関係は、文を自身の部分とする全体なるものを類推するに至らしめる。文章或いは談話を以て全体とし、文をその部分を成すものとすることが出来よう。即ち、文章は、文を自身の部分としての全体である。即ち、文章は、文を自身の部分として成すことでの全体であり、纏まりのある精神の表現として文が様式化されたものである。これを是とするならば、纏まりの根拠は、テーマとしての統一、或いはこれを支える推論という精神の在り方が該当すると考へること

が出来るのであり、文章は推論を表すものである、ということになる。

文と文章は、表現単位としての次元を異にし、根拠とする認識の水準を、判断或いは推論というように異にする。即ち、纏まりの根拠となる精神の在り方の次元は異なるものの、或る精神が纏まりとして表現されているということで類同する点がある。文に於いては

語が文を作り、文章に於いては文が文章を作る、というように、部分として在るものは、各々の全体の様式を支える要素を成している。即ち、部分の様式化された在り方が全体の形式を成すのである。従つて、先に説いた言語運用上の実践とは、一つは、個別具体の人間精神を、語から文へ、文から文章へと展開すること、即ち「作文」と称する表現の構築ということであり、もう一つは、これとは逆に個別具体の人間精神を再現すること、即ち「解釈」と称する表現の解析ということである。

言語という表現は、形式の側にも内容の側にも、具体と抽象或いは現象と論理といふ、次元の異なりが在り、これを統轄する精神の働きが、言語を運用し伝達を行おうとする我々に要請されていることになる。我々の日常意識はこれを社会的慣習として捉えているのであるが、これを言語が持つ規則として対象化するとき文法と称するのである。従つて、文法を問うとは、言語という表現の構築との解釈に関わる我々の意識の枠組みを明らかにすることである。

三 文法論の極限と文章

言語は語と文と文章を単位とする表現である。従つて、それぞれの単位の規則が文法として在るのであり、これを対象とする研究、

即ち文法論は、語論、文論、文章論として成り立つことになる。しかししながら、文章に関する研究は、多くの場合これを切り離し別立てとすることが多い。その理由は、一般的な法則を抽出する対象としてというよりは、文章を個別具体的のものとして捉え、これを論じるとはその表現技術を問うこと、即ち修辞学であるとの見解に立つことによる。

**文法學は、思想感情の言語にあらはれたるもの解剖分析して

其の成分を検し、再びこの成分を材料として思想感情を発表する状態を研究すべし。それらの現象の記述と説明とだに立たばその巧拙良否は敢えて文法學の関する所にあらざるなり。約言すれば文法學は言語が思想感情に応じて用ゐらるゝ現象を研究し、修辞學は言語を如何に思想感情に適切に應ぜしめて有効に使用すべきかを研究す。この故に文法學は言語が思想感情の発表として用ゐらるゝ現象のすべてを記述してそれらを説明すれば足れり。その以上は文法學の関係すべき所にあらず。(山田一九三六、八八九頁 引用はじめの**は識別のため以下も含め私による)

という山田文法の姿勢は、文章に対する文法論の対応の一つの典型と言えるものである。

ところで、思想感情を適切かつ有効に言語に表すという技術については、これを修辞學と称することを容認するにしても、思想感情を発表するという状態の研究、或いは現象の記述などとは科学的研究そのもの、即ち文法論を指すものである。山田文法が、思想感情の発表として言語を問うことは、文章の研究そのものを意味することになるのではないかと思われる。しかしながら、山田はこれを文章に関することとはしない。その理由としては、山田が「思想

感情」と称するものをどのように捉えたかに拠る。

* * 括文は思想を完全にあらはしたものなりといふことは何人も認むる所なり。而して单文は单一なる思想をあわはしたるものなりといへり。然らばその单一なる思想とは何ぞや。惟ふ

にその思想とは人間意識の活動せる状態にして各種の観念が或る一点に於いて関係を有し、その一点に於いて統合せられたるものならざるべからず。この統合点は唯一なるべし。意識の主点は一なればなり。この故に一の思想には一の統合作用存する筈なり。今之を仮に統覚作用と名づく。(同、九一六頁)

* * 吾人がこゝにいふ統覚作用とは、意識の統合作用を汎くさせるものなれば、説明、想像、疑問、命令、禁制、欲求、感動等一切の思想を網羅するものなり。(同、九一七～八頁)

とあるように、山田文法に於ける「思想感情」とは、所謂思想一般を指してのものではない。「思想」の单一なるものを「統覚作用」により觀念が一点に於いて統合されたものとするのであるから、これは我々が判断と称して事態の統一を説く時の精神の在り方である。また、網羅される「思想」とは、判断に関連する精神の諸相を指して言うものである。従つて、「思想」は、テーマによる認識の統一が述べられる、所謂思想書が表すところの推論の組み立てではないことになる。従つて、山田の文法学は文章には及ばないものである。右のことは、独立の文の集合体として詩歌文章が一個体としてあるとはいき、それを文法学が一個体として扱うことはしない、とすることである(同、九〇六頁)。山田は、学問としての文法学の任務を追究し、その範囲を論ずる章、即ち「第五十七章 複雑なる文及び文法学の極限」を建て、

* * 文法学の開展の極限は理論上この文法学上の複文に存するもの

にして、それより外はもはや文法学の関すべき所にあらざるなり。(同、一一〇七頁)

と述べる。そして、文法学とは、

* * 先づ語といふものを研究の基礎として、その性質と運用とを研究して以て思想発表の材料としての研究を遂げ、次いで、その語を材料として使役して発表する文の研究にうつるものなるが、文の研究に於いては句といふものを研究の基礎として、その性質と運用とを研究して、言語上の制約ある限りの文の結合方式を研究の極限とす。(同、一二二二頁)

と説く。いわば材料としての語と、製品としての文という関係で言語の単位を考え、その中間に「句」を置くのである(注2)。

さて、山田文法は文法学の極限を右のように文に置くのであるが、現実の文が相互に連関して内容的な関連にあるという事実は認めないわけにはいかない。だが、文法学の枠組みとしては、文章には及ばないとするのであるから、内容に関しては、複文が最も高度な關係を表示するものとなる。そこで、「ここに形態上の結合はなけれども意義上の結合頗る強くて複文に紛れ易きものがあるが故に」として、「これらは文法学上には複文といふことを得ぬものなるが、修辞学上よりは、それらの集合体が一章をなすものなり。而してそれらの関係は重文、合文、有属文の三に平行してあらはる」(同、一一〇八頁)として、複文関係に類推して分析する。そうではあるが、これらの文連続は、

* * 文の用法上の実際は意義に於いて複文に甚だ近きものありとしても、もとより複文にあらず、随つて文法上の研究問題にはあらず。(同、一一一一页)

と、いうように、文章を文法学の対象とはしないのである。

右のことは、次のことを指す。

月落つ。鳥啼く。

という二つの文よりなるものは、修辞学、或いは文章論的には一個体として在るものと言えるのであるが、文法学の対象としては一個体とすることはない。文毎に独立したものであるから、二文間の関係は文法学の専門とするのである。しかしながら、同様の事態を表しているものではあるが、

月落ち、鳥啼く。

月落つれば、鳥啼く。

という二つは、それぞれ言語上の拘束を生じて一体となつてゐることにより、文法上の複文と称するとするのである。各々を重文、合文として文法学の対象とするのは、文が組み合わされたものではなく、句が組み合わされたもの、という把握によるのである。

ここに、元々は独立した文と文とが必要に応じて結合し、その在り方を形式に現したもののが複文であるとするならば、内容による関係を優先し、複文の根柢は独立文の連続ということになる。それは、独立文が連関してあること、即ち文章を問うことが前提となる。つまり、複文論として、独立した文が連続して在るところから、相互に部分化して全体の複文を構成するに至ると捉えることは、いわば文章を前提とし、文章に於ける内容を、文の次元に転換し実現するものだ、ということになる。しかしながら、言語上の制約、即ち形式を以て研究対象を確定しようとする山田文法は、文が複合するという文論を超える領域を、文未満の「句」という概念を用いることで、文論の領域に留めることとし、複合する句による文という把握を以て文法学の極限を構成したのである。上の例の、單文を並べたものと、複合の句としての複文を指して、山田は、

* * この区別は事もなげなる如くなれど、はじめによく之を明かにしおかぬ時は末千里の差を生じ、文法学と修辞学との限界もわからぬやうになるべきなり。（同、九〇七頁）
と説く。山田文法に於いては、文法の研究とは、語と文を対象として論ずるものと設定し、文章については修辞学の領域として除外したのである。

次に、時枝文法に於ける文章の扱いを検討する。

時枝は、『日本文法口語篇』（第一章総論 四、言語の本質と言語に於ける単位的なもの）で「質的統一體としての全体概念」という捉え方から、言語の単位として、語と文と文章を掲げる。このことは、言語研究の一環としての文法論というものに対する重要な観点の転換である（注3）。時枝は次のように説く。

* * 文章が国語学の対象となり得るかどうかについて疑はれるといふことは、それが専ら個別的な技術に属することで、そこから一般的な法則を抽象することが不可能ではないかといふ考へに基づくのである。もちろん文章成立の条件は、個々の場合によつて異なり、そこには一般的法則が定立しないやうに考へられるが、文章が文章として成立するには、それが絵画とも異なり、音楽とも異なる言語の一般的原則の上に立つて成立するものであることは明かであるから、そこから一般的法則を抽象し得ないとは云ふことが出来ない訳である。文章の構造或は文章の法則は、語や文の研究から帰納し得るものでなく、文章を一の言語的単位として、これを正面の対象に据ゑることから始めなければならぬのである。（時枝一九五〇、一二三頁）

そして、

* * 文章が、今日専ら修辞法の問題として取り上げられてゐること

とは、語や文が嘗ては修辞法の立場から論ぜられたのと同じである。規範を論ずるには、その根底に、事実の科学的な研究や分析が必要であるところから、語や文の修辞論の前提として、

科学的な語研究や文研究が成立するやうになつた事情を思へば、規範的文章論が成立するためには、当然科学的な文章研究が起

こらなければならないことが分かることである。文章のことは、修辞論に属することで、科学的な言語研究の対象とするに値しないもののやうに考へることは正しいことではない。（同、二三〇—二四〇頁）

として、修辞という観点から文章を解き放つことを説く。

ここに時枝が言う、科学的な語研究・文研究・文章研究は、文法の研究としては何れの領域も十全に展開されるべきものであることは言うまでもない。しかしながら、文章研究は、時枝の提唱とその後の展開を見渡してみても、必ずしも文法論の中に然とあるとは思われない。文章或いは談話といったものを対象とする研究を、文法論がこれを自己の内部に抱えることが出来ないとするならば、文法論の枠組み自体が再検討されるべきではないかと思うのである。

右のことは、翻つて、文の研究の領域でも文法論の枠組みとしてどのようであるかの再検討を要することになろう。山田文法が提唱し日本語の構文研究の方向を決めた「陳述」の議論にしても、山田文法では根本的な文の類別として「述体」「喚体」の二種類が取り上げられる中でのものである。陳述を構文を解く機能概念として援用し、またはこれに類する構文概念を以て文の原理的な研究を行うことが出来る、として「喚体」に関わる研究を蔑ろにすることは、現状が文法の研究としては十全の展開にあるとは言えないと考える。

文法に於ける基本概念の問題は、これまでの研究成果を再吟味し

理論的有効性を明らかにし、伝統の中で日本語の研究を行おうとする者にとって文法論の基礎的な重要事項である。

四 文形式としての述体

分類とは、何かを知ることに於いて、その結果を提示するというだけではなく、其処には知る為の方法があるということが出来よう。山田文法（山田一九〇八、一九三六）が文の類別として導入する「述体」「喚体」は、文が在ることに対する知り方を示したものである。

文とは何かといふ文論の中心問題を、山田文法は内容の側から解こうとする。前節で引用したように、言語を思想感情の発表として捉えること、思想を「統覧作用」を以て取り上げることを述べ、また同様に、

* * * 一の思想には必ず一の統合作用存すべきなり。今これを名づけて統覧作用といふ。この統覧作用これ實に思想の生命なり。この統覧作用によりて統合せられたる思想の言語といふ形にあらはされたるもの即ち文なりとす。この故に一の語にせよ、数多くの語よりなるにせよ、ある統覧作用によりて統合せられたる思想の発表なる場合には文と認むべきものとす。（山田一九三六、九〇一—二頁）

と述べる。「統覧作用」によつて観念が一点に於いて関係を結ぶものを思想とするのであるから、これは、我々が判断と称する精神の在り方で、対象とする事態の統一ということを指して言うものである。

表現は一般に内容と形式の結び付きである。いま山田文法では、

文の内容を思想と捉えているのであるから、形式は何かを明らかにすることが問われることになる。語が部分として全体の文を成しているのであるから、文の形式とは部分としてある語の在り方ということになる。即ち、どのような語がどのように在るか、という様式である。そのことは、思想を内容とし、思想の中核を統覚作用と捉えているのであるから、それがどのように文の形式に実現しているかが問題である。

さて、言語は社会的慣習を枠組みとして在る表現である。ということは、文として我々が承認する形式が社会的慣習として在るということである。このことを山田は、

* * 句の完備不完備を鑑別すべき要件は一の思想をその言語に寓して同じ社会の人がこれに対し一定の思想を必然的に喚起しうるか否かといふ一点に帰すべきものなり。即ち、完備せる句と不完備なる句との区別はそれによりて聽者に説者の発表したると同様なる一定の思想を喚起しうる条件を備へたりや否や、若くは説者自身の思想の発表たるに止まり、聽者がこれによりて、必ずしも説者の発表したると同様なる思想を喚起しうべきものと限られざる場合との区別を以てこれが、形式の完備不完備の分かるゝ所とす。(同、九二三頁)

というように、句、即ち文としては、形式が完備して存在すると捉える。ここから、内容に対応した完備した形式の文を、「述体」「喚体」という二種類として抽出したのである(同、第四十四章 句の類別、九二四頁以下)。

山田は次のように述べる。

* * 我が国に於いては根本的に差別のある二種の発表形式の存することを認めざるべからずと信ず。その命題の形をとれる句は二

元性を有するものにして理性的の発表形式にして、主格と賓格との相対立するありて、述格がこれを統一する性質のものにして、その意識の統一点は述格に寓せられてあるものなり。この故に今これを述体の句と名づく。次にその主格述格の差別の立てられぬものは直観的の発表形式にして一元性のものにして、呼格の語を中心とするものにして、その意識の統一点はその呼格に寓せられてあるものにしてその形式は対象を呼びかくるさまなるによりてこれを喚体の句と名づく。(同、九三五～六頁)これは次のことを意味する。日本語の文は、個別具体的或いは喚体的という枠組みで表現したものである。このことを、内容との関連で「理性的の発表形式」「直感的の発表形式」と言うのである。とすれば、その根柢となる統覚作用は、言語形式として構文上にどのように実現しているか。この問い合わせて、述体では「述格」が担い、喚体では「呼格」が担う、というのが、山田文法的回答である。はじめに、述体文の形式を考える。

山田文法に拠れば、述体の文とは次のような文構造のものを指す。主格と賓格が担い、作用的な次元の面を述格が担う。これは、内容となる事態を分析判断に於いて捉える関係である。ということは、ここで関係を語が文の部分として担っているということである。右のことは、言い換えれば、格として示した構文概念を担つている語が在ることが述体文の形式ということになる。構文の主格が担うのは、分析判断に於ける対象的な次元の面の実体であり、賓格は属性である。実体は体言が表し、属性は用言が表す(注4)。述格は繫辞とも称される判断の作用的な次元の面を担うのであり、山田

文法ではこれを「陳述」という構文機能として取り上げ、用言の内部に仮託する（注5）。これによつて述体文に於いて、自身の中に主語を関係として具有するのである。文の形式の観点からは、実質用言が述語として承認される述体構文では、主語は存在する。しかしながら、或る具体的な文で実体が表現され、主語として在るか否かは、現象上のことと扱うことが出来るのである（注6）。

右のこととは、述体文の形式で、用いられる語が実質用言と形式用言とで語序の違ひを生じるということである。

花咲く。

花紅なり。

では、形式用言「なり」によるときは、賓格..紅、述格..なり、というように構文概念と語が一対一に対応している。実質用言「咲く」のときは、賓格..咲く、述格..咲く、というように、「咲く」は構文概念を重ねて扱う。但しここの関係は、

「主格—賓格」—述格

のよう而在るものである。このことを前提にすれば、述体文の構文形式を、実質用言による一般形式として、主語—述語と捉えることが出来る。体言—用言という語序が述体文の形式を成すのである。以上のこととは、更に次のことへと導く。

実質用言が述体文の述語として在るとは、「主格—賓格」の関係の存在を前提に、述格としても関与することである。「咲く」が述語の位地に在るということは、「花」の実体と「咲く」の属性とで、実質的には事態が既に関係構成されているのである。即ち、述体文で述語が登場するとは、存在する事態の実質に承認を与えることである。述体文の述語として「咲く」が在ることは「咲く。」と表す

五 文形式としての喚体

次に喚体文の形式について考える。

喚体に於いては、述体のように命題の形を取らず、一元性で直観的の発表形式をとるというのであるから、ここでの判断は、分析判断ではなく、指示判断ということになろう。分析判断は、事態を対象とし、主体がこれを実体と属性に分析することでその存在を捉える認識構造のものである。これに対し、指示判断は、事態を対象とし、主体が自己との繋がりが有るとして意識の場へ登場させるための認識構造である。

既に見たように、述体文に於いては、分析判断の作用的な次元の面、即ち構文上の述格を山田文法は「陳述」として抽出し、これを用言に機能として仮託することで述語の構文機能を論じた。これに並行的に喚体文を論ずるならば、喚体では呼格体言が、判断の対象的な次元と作用的な次元を重ねて扱うことになつてゐるのであるから、同値的な存在を抽出し、これを「指示」とすることは一つの合理となろう（石神一九九七、一九九八）。「陳述」が、述体文の内容を成す分析判断の作用的な次元、山田が言う統覚作用を、構文上に

転写するものであつたことに平行して、「指示」を喚体文の統覧作用のそれとするのである。用言が担う「陳述」は、体言と用言の語序が構文上に担う主格—賓格という関係性を実質として存立するものである。このことによれば、喚体で体言が担う「指示」は、構文上に語序としての体言が呼格という関係性を担う、ということになる。具体的な場面で呼び掛けとして、体言が発せられることは、主体によって「**コ**の関係にあるモノ」或いは「**コ**の関係にあるコト」という含意を、その体言は得ているのである。述体が文の形式としては、「主格—賓格」—述格、というように、構文概念の関係が相関的であるのに対し、喚体の文形式、呼格、は単独的である。ところで、右に論じた喚体は、山田文法によれば、いわば類としての喚体一般であり、具体的には、

・感動喚体

うるはしき花かな。

「うるはしき」「花」

〔連体格〕〔中心たる体言〕

・希望喚体

あはれしりたる人もがな。

〔人〕も 「がな」

〔中心たる体言〕〔希望終助詞〕

というように、構成上の必要条件を異にすることで、感動喚体と希望喚体の二種とされるのである。

山田文法によれば、喚体という類の下位に位置する感動喚体と希望喚体という種の構成条件は、述体の下位を成す、説明体、疑問体、命令体の三体の捉え方との間に開きがある。この三体にとの関連で、**これら（説明体、疑問体、命令体—引用者注）の区別は要する

に程度の差に留まりて、組織の上よりいへば、主格賓格の対立とそれに對しての述格の統合との存することは同一にして喚体句の二種の別の間に存するほどの差違とはいふべからず。（山田一九三六、九八四頁）

というように述べる。呼格という喚体一般の類の形式から種差を得て、感動喚体、希望喚体という種の形式の在り方が論じられるといふよりは、殊に感動喚体の文形式を検討するとき、山田文法では、述体との交渉という観点からの分析が強く打ち出される。

いま、筆者のこれまでの感動喚体の分析、及び「擬喚述法」（山田一九〇八、一二八七頁以下）の分析を合わせ、山田が言う喚体と述体の交渉（山田一九三六、第四十七章 喚体の句と述体の句との交渉）の具体を示すならば、次のようなものとなる。

・述体

月うるはし。

〔月〕「うるはし」

〔実体〕〔属性（情意）〕

〔主格〕〔賓格述格〕

・感動喚体A（呼格＝本来の体言）

うるはしき月 / うるはしの月

「うるはしき」「月」／「うるはしの」「月」

〔情意〕〔事態の中核のモノ〕

〔連体格〕〔呼格〕

・感動喚体B（呼格＝転成の体言）

月のうるはしさ

〔月の〕「うるはしさ」

〔事態の中核のモノ〕〔〔情意〕の実体化〕

〔連体格〕〔呼格〕

- ・感動喚体C（呼格=零形式の体言）

月のうるはしき

〔月のうるはしき〕〔¢〕

- 〔〔事態の中核のモノ〕〔情意〕〕=事態」〔¢〕

〔連体格〕〔¢〕

- 〔〔準体句〕→呼格〕

さて、山田文法では、

* * この種の句は

連体格——中心骨子たる体言

といふ形式を以て構成されたものなることは明かなり。（同、九四五頁）

というように、感動喚体の形式の説明を、構文概念の連体格に対応して、呼格とするのではなく、「中心骨子たる体言」というように機能を負わせた品詞を以て説明する。このことは、述体との交渉という観点での分析を指向する上でのことと推察される。これを呼格とすれば、直ちに単独的であることが要請され、呼格が他の構文概念と関係を持つということ自体が矛盾するのである。

ここに、感動喚体A及びBとしたものは、山田が「その成立より見て二の種類を見る」として、構成要素の内容を検討する（同、五六頁以下）ことに従つたものであり、また感動喚体Cとしたものは、筆者が「擬喚述法」を喚体構造として検討した結果である。

さて、感動喚体を論ずるとき、山田が言うように、連体格を取り上げ述体との交渉を問題にすることは、感動喚体の文の全体を被う論理となるのであらうか。A或いはBの呼格体言を擁する感動喚体では、原型の述体文を想定し、交渉を論ずるところからすれば、整

合的である。その交渉内容は、

- ・感動喚体A=述体での主格を骨子とし、述格を骨子としたもの。「感動の喚体に普通なる根本の形式と考えらるゝもの」

（同、九五七頁）

・感動喚体B=述体での主格を連体格として、述格を骨子たる體言としたもの、この場合の骨子の体言は形容詞の語幹又は情態の副詞に語尾「さ」を加へて結体したもの（同、九五七頁）

というように、呼格体言の種類に対応的である。

しかしながら、「荒海や佐渡に横たふ天の河」の上五句や、感動喚体Cの零形式の体言によるものも、同じく感動喚体の文であると考えることが出来る。殊に、「月のうるはしき」そのものが、山田文法で「用言が名詞の資格をうる種々の段階」（山田一九〇八、七六四頁以下）で「準体」として説く、句的体言という体言相当のものであり、感動喚体を、連体格と呼格体言、という語序で、その形式とすることには違和感を抱くのである。日本語意識の日常としては、体言「月」を単独で取り上げ、「よ」「や」等の助詞を添加するものも、句を全体として体言相当とするものも、共に体言として在ることで呼格とし、これを文と認めていると思うのである。

以上のように考えるならば、山田が感動喚体の典型とするは、述体との交渉という観点でのものであり、述体の存在を前提としたものである。感動喚体Bとしたものは、大槻文彦の「呼掛ノ結法」（大槻一八九七、一八三頁）を山田が「述体句の構成法を以て之を説明せむとしたるが為に、その論の不徹底に終りたるは遺憾といふべきなり」（山田一九三六、九四三頁）と批判したところに発するものである。大槻は、いわば形容詞述語の変形のものとして捉えて

いるのに対し、山田は喚体を特立することに焦点を当て、連体関係へとこれを収斂したことになる。しかしながら、感動喚体Bを感動喚体Aに準じて扱うということは内容の構成が違うものであり、更に検討を要する。

また、文としてあるものを実体化するという在り方である感動喚体Cとの関連を考えると、感動喚体のAとBを同じ形式とすることは、喚体であること、全体としての文の在り方ではなく、部分の要素による分析ということへと矮小化しているのではないかとう思いが生まれる。喚体的な認識というものが、いわば文の様式として在ることを、感動喚体Cはその姿として示しているのではないかと思うのである（石神二〇〇一）。

同様のことを、希望喚体に於ける形式の転換として捉えられるのではないかと考える。希望喚体の形式は、

あはれしりたる人もがな。

〔人〕も〔がな〕

〔中心たる体言〕〔希望終助詞〕

というように、呼格体言に希望の終助詞というものであった。ところが、

かの君達をがな。
〔君達を〕〔がな〕

飛ぶが如くに都へもがな。
〔都へ〕も〔がな〕

という変態がある。体言は助詞を従えており、それを以て直ちに呼格とすることは疑問となる。これを山田は「一種の省略ある形なりとす」とし、

かの君達を（見てし）がな。

飛ぶが如くに都へも（行きにし）がな。

とする。希望喚体の呼格体言を、感動喚体の呼格体言と対照的に捉えることが出来る道が示されたのである。総じて喚体に於いては、どのように呼格となるのが体言であるかが研究の焦点となると思われる。

六 おわりに

本稿は、文の統一的な研究への一環として、文法研究の単位の在り方の問題と、文の形式に焦点を当て論じたものである。文法上の文の根柢とその形式を、山田文法を批判的に捉えることで、日本語文法の伝統を明らかにしようとしたものである。文を形式と捉える研究は、述体と喚体の境界、及び両者の間の移行という観点での更なる研究が必要と考える。

△注△

1　述体と喚体を統一して文の原理を問う独自のものに、森重敏（森重一九五九）、川端善明（一九六三、一九六五）の研究がある。本稿を含め筆者これまでの考察は、文の原理的追究への試みである。

2　ここに山田が「句」を持ち出すのは、

* * * 余は句は文の素にして文は句の運用に際しての名称なり。

（山田一九三六、九〇四頁）

* * * 文法学上、文の素たるものと句といひ、その句が運用されて一の体をなせるものを文といふ。（同上）

* * * 文の構成上一の句よりなる文をば單文といひ、二以上の句よりなる文をば複文と称すべし。（同、九〇五頁）

* * 文法学上にいふ所の複文とは単に「以上の句より成れり」といふに留まらずして、それらが言語上に一定の形式ありて結合せられたるものをさすなり。若し言語の形式上の拘束なき場合にはその文章が幾多の複合より成ること明かなりとも、文法上之を以て一の複文と称することなし。（同上）

という文言に明らかなよう、独立の文と文が複合するものの、結果として全体は文の次元にある。このことで生み出される、部分となる独立分の次元の移行という問題を、回避する為であると考えられる。つまり、文の複合の問題を、独立文に「文」の名称を用いて議論するとき、部分となる文はその内容を保持しながら全体への指向から語的 existenceへと転換する。研究としては、このことを明らかにする必要がある。これを明らかにすることが出来なければ、予め文の内容を持ちながら文末満であるという、文と語の中間段階の概念を設定し、これを運用することで文が生み出される、という論理的整合性を図ることが解決の手立てとされたのである。山田文法に於ける句は、文論の対象としては文としての取り扱いをすればよい（石神一九九七〇）。

3 時枝誠記自らの言語観を「言語過程説」（時枝一九四一）と称し、言語を構成要素への分解と集積で説く從来の研究を「構成的言語観」として厳しく批判し、その発想を文法研究の中で、伝統的な日本語研究の枠組みを再検討し、「詞辯論」として結実させたことは「国語学」と称する日本語研究の伝統の中では重要な問題提起である。

4 山田文法では、体言並びに用言という品詞分類が、分析判断での事態認識の在り方に依存することを次のように説く。

* * それ吾人の胸中に、ある一つの思想の活動するや渾然たる状態を呈するものなるが、一度思考を之に加へば、こゝに二つの異なるものを生ず。即ち先づ實在と思惟するものを認め、又別にこれが属性たるものを見む。この二は實際上決して分離するものにはあわねど、吾人の思考の方便としてこれを分離せしめたるものなり。従つて言語の上に二様の區別を生ず。

（山田一九三六、九一～二頁）

* * 山田文法では、統覚作用の文形式への実現を「陳述」と説く。

* * 陳述をなすといふことはこれを思想の方面よりいへば主位の觀念と賓位の觀念との二者の關係を明かにすることにして、その主賓の二者が合一すべき關係にあるか、合一すべからぬ關係にあるかを決定する思想の作用を以て内面の要素として、それを言語上に發表したるに外ならず。而してこの陳述の能力のみの言語としてあらはさるゝものを論理学にては copula といへり。（山田一九三六、六七七頁）

そして、

* * 凡そ人の思想を發表する機關として個々の觀念の必要なことはいふを待たざるところなれど、個々の觀念のみ存してもこれらを統一判定する作用なくば、思想の完全なる結成となることなし。かく統一判定する作用を言語にあらはしたるもの即ち用言なり。（同、一四八～九頁）

というように、その在処を用言に置く。筆者は、用言が陳述の作用を表すというは述格を託された場合を考えるのであるが（石神一九九七〇）、山田文法に於いては、

* * この用言には統覚作用と共に属性觀念もあらはすことあれど、属性觀念の存することはいはゞ用言としては偶然的現象にして用言の必然性としてこれが存在を認むべきにあらず。何となれば既にいひたる如く属性觀念は副詞としても体言としてあらはされ得るものなればなり。こゝに於いて用言の用言たるべき特徴は統覚作用即ち語をかへていはゞ、陳述の力の寓せられてある点にあり。この陳述の力の寓せられてありや否やの点が、かの体言と用言との區別をなすべき主眼點なりとす。（同、九五頁）

というように、陳述こそが用言の根柢となる。

6 日本語の文に於ける主語の扱いについては、現象の姿を理由にして

文形式としての議論を明確にしないことが多い。しかしながら、述体に於いて主語の議論を放棄することは、述体という文の論理的根拠からして疑問である。

時枝文法に於いて、

* * 国語に於いては、主語は述語の中に含まれる形に於いて述語

に対立してゐると見なければならぬのである。(時枝一九四一、三七〇～一頁)

* * 主語は述語に対立するものではなくて、述語の中から抽出さ

れたものであるといふことである。(時枝一九五〇、二六六頁)

というように、主語が「入子型構造形式」により論じられる。この

見解は、一般にも日本語の述語文に於ける主語の在り方として援用される。しかしながらこれは、時枝文法での文の内容について、

* * 国語に於いては、判断される処の客体は凡て述語格である

(時枝一九四一、三六八頁)

とするところでの議論であり、山田文法とは枠組みが異なる。総じて日本語の主語の問題は、現象と論理の間が明示的ではない。

△参考文献

- | | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|--|---|------------------------------|
| 石神照雄
(一九九五) 「一語文と喚体」『国語学研究』三四号 | 同
(一九九七a) 「感動喚体の構造」『信州大学人文科学論集』三一号 | 同
(一九九七b) 「文研究に於ける喚体への視点」『日本語の歴史地理構造』明治書院 | 同
(一九九七c) 「文研究の論理」『日本語文法－体系と方法』ひつじ書房 | (一九九八) 「呼格と指示－感想喚体の構造補遺－」『信州 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|--|---|------------------------------|

大学人文学科論集』三二二号

(一九九九) 「文に於ける呼格と述格」『信州大学人文学科論集』三三号

(一〇〇〇) 「感動喚体に於ける呼格と連体格」『信州大学人文科学論集』三四号

(一〇〇一) 「喚体文と擬喚述法」『信州大学人文学科論集』三五号

(一〇〇二) 「感動喚体の形式－擬喚述法の再検討－」『信州大学人文学科論集』三六号

(一九六八) 「日本文法陳述論」明治書院

(一八九七) 『広日本文典』発売者 吉川半七

(一八九七b) 『広日本文典別記』発売者 吉川半七

(一九六三) 「喚体と述体－係助詞と助動詞とその層－」『女子大文学』一五号

(一九六五) 「喚体と述体の交渉－希望表現における述語の層について－」『国語学』六二集

(一九四一) 『国語学原論』岩波書店

(一九五〇) 『日本の文法』口語篇 岩波書店

時枝誠記
(一九二四) 『標準日本文法』紀元社

松下大三郎
(一九五九) 『日本文法通論』風間書房

森重敏
(一九〇八) 『日本文法論』宝文館

山田孝雄
(一九三六) 『日本文法概論』宝文館

渡辺実
(一九七一) 『国語構文論』培文書房

同 (一九九九) 「文に於ける呼格と述格」『信州大学人文学科論集』三三号

同 (一〇〇〇) 「感動喚体に於ける呼格と連体格」『信州大学人文科学論集』三四号

同 (一〇〇一) 「喚体文と擬喚述法」『信州大学人文学科論集』三五号

同 (一〇〇二) 「感動喚体の形式－擬喚述法の再検討－」『信州大学人文学科論集』三六号

同 (一九六八) 「日本文法陳述論」明治書院

同 (一八九七) 『広日本文典』発売者 吉川半七

同 (一八九七b) 『広日本文典別記』発売者 吉川半七

同 (一九六三) 「喚体と述体－係助詞と助動詞とその層－」『女子大文学』一五号

同 (一九六五) 「喚体と述体の交渉－希望表現における述語の層について－」『国語学』六二集

同 (一九四一) 『国語学原論』岩波書店

同 (一九五〇) 『日本の文法』口語篇 岩波書店

同 (一九二四) 『標準日本文法』紀元社

同 (一九五九) 『日本文法通論』風間書房

同 (一九〇八) 『日本文法論』宝文館

同 (一九三六) 『日本文法概論』宝文館

同 (一九七一) 『国語構文論』培文書房